別記様式第11号(第5条第7項関係)

広大　　　　　―

年　　月　　日

法人文書の開示決定について(通知)

(反対意見書を提出した第三者)　　　　　様

広島大学長　　　　印

(あなた，貴社等)から　　　　年　　月　　日付けで「法人文書の開示に関する意見書」の提出がありました法人文書については，下記のとおり開示決定しましたので，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項の規定に基づき通知します。

記

1　開示決定した法人文書の名称

2　開示することとした理由

3　開示を実施する日

＊　担当課等

この決定に不服があるときは，行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により，この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国立大学法人広島大学に対して審査請求をすることができます。また，この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は，行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により，この決定があったことを知った日から6か月以内に，国立大学法人広島大学を被告として，広島地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。